特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会会費等規程

（目的）

第1条　この規程は、特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会の会員、理事、会費等について定める。

（会員）

第2条　定款第 6 条に規定する会員は、川崎市内に障害福祉施設等を設置、運営する社会福祉法人もしくはこれに準ずる団体を原則とし、その他この法人の目的に賛同して入会した団体とする。また総会の出席者は、会員である法人等の代表者又は代理者とする。

（理事）

第3条　定款第 13 条に規定する理事は、会員である法人の代表者又は代理者から総会において選任するものとする。ただし施設長会長、事務局長は理事とするものとする。

（入会金、会費及び事業所会費）

第4条　定款第 8 条に規定する入会金及び会費を以下のように定める。

2　入会金は、徴収しないものとする。

3　会員は、会費及び会員が運営する障害福祉事業所の事業所会費とし、年額次のとおり支払うものとする。ただし、年度途中において新規加入した時は、加入時点を上半期・下半期に区分して、下半期に加入した場合は、当該会費、事業所分担金の半額とする。

（１）会費　一法人につき　30,000 円

ただし、定員数 30 人未満の法人及び NPO 法人は 20,000 円とする。

（２）事業所会費　定員数に応じて以下のように定める。

定員数　15 人未満　8,000 円

定員数　15～30 人未満　10,000 円

定員数　30～50 人未満　13,000 円

定員数　50～70 人未満　16,000 円

定員数　70～90 人未満　19,000 円

定員数　90 人以上　23,000 円

ただし、入所施設は短期入所定員数を含めた定員数の 1.5 倍とし、居住系サービス事業所（グループホーム、ケアホーム）は、一法人運営の事業所の総数を定員数とする。

なお、定員制事業所については前年度 9 月～11 月までの 3 ヶ月間の日々利用人数の定員を下回った場合は、その人数とすることができる。また、登録制事業所については前年度 9 月～11 月までの 3 ヶ月間の日々利用人数の平均とする。

（３）相談支援事業所については以下のように定める。

基幹型相談支援事業所　　10,000 円

地域型相談支援事業所　　8,000 円

（４）居宅介護（ホームヘルプ）については、１ヶ所につき 8,000 円とする。

（規程の改正）

第5条　この規程の改正は、総会で行う。

付則

この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

付則

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

付則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。